紀北町立幼稚園･小･中学校

コロナウイルス感染症2019対策ガイドライン

Ver.050401

紀北町教育委員会

はじめに

令和５年４月１日、国と県は従来の感染症防止対策におけるマスクの着用について、「園児・児童・生徒及び教職員については、マスクの着用を求めない」ことを基本とする方針の変更を行いました。

さらに、５月８日からは、医療的な知見の集積も進んできたことから、感染法による類型は、「危険度の高い第２類」から「季節性インフルエンザと同じ第５類」への変更が予定されています。

これらのことを勘案し、紀北町立幼稚園と小・中学校は「換気を保つことや咳エチケットを守ることなどは、平時の基本的な生活習慣」と位置付けて、教育活動全般をより平時の内容に近づけていきます。ただし、教室で風邪に似た症状の体調不良者が出るなど感染リスクが高まったときは、必要に応じてマスクの着用を推奨するなど対策レベルを引き上げて、感染防止に取り組みます。

こうした状況の的確な判断に努めながら、地域学習や歌唱指導や実習など教育活動全般を平時の活動に近づけていきます。

なお、コロナ感染症は感染法に基づく対応が必要であることは変わりありません。そのため、子どもたちが質の高い学びに途切れることなく取り組めるように、ここに園・学校運営のガイドラインをまとめました。

引き続き、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

１．園・学校における基本的な感染症対策

（１）健康観察について

① 家庭と連携する健康観察等

・**今後も、ご家庭で朝の検温をお願いします。**

・お子さまに、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、これまでどおり、登校を控えて健康観察を行い、主治医の診断を受けて下さい。

・ただし、コロナ感染症とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難です。軽微な症状の場合は、持病の有無など個別の状況に応じて判断してください。

> ※週末や祝日に検査を受ける場合に教育委員会を経由して学校に連絡をお願いしていましたが、今後は**休み明けに学校に直接電話連絡**して下さい。
>
> ※同居されている方が濃厚接触者や行政検査の対象者となった場合、学校への電話連絡するよう保護者にお願いします。ただし、同居されている方が濃厚接触者や検査対象者であっても、園児や児童・生徒の体調が普段と変わりがなければ登校を控える必要はありません。

② 園、学校での健康観察

・園・学校でも、朝の健康観察を行います。ご家庭で検温漏れしている場合は、園・学校で検温を行います。

・週末部活動も、同じように顧問が健康観察を行います。

（２）登校後に風邪やコロナ感染症に似た症状が出てきた場合について

① 保健室で健康観察を行い、**健康が回復しない場合は保護者の方などに引き渡しをします**ので、病院受診をお願いします。下校途中で体調不良が悪化する可能性もあるため、一人で下校させることはありません。

> ※ コロナ感染症の可能性がある場合は、主治医に電話で予約を取ってから指定された時間に受診して下さい。

② 教職員も体調不良の場合は、速やかに病院受診を行い、症状が取れるまで勤務を控え、特別休暇の取得や在宅勤務を命じるなどリスク管理を行います。

（３）「新しい日常の感染対策」について

コロナ感染症は季節性インフルエンザと同等の５類に引き下げられますが、感染リスクがまったくなくなるものでもありません。日常生活で免疫力を高めておくための運動や睡眠、規則正しい生活など「新しい日常の感染対策」を、学校はこれからも衛生指導

として推奨し取り組みます。

①　手洗い

・過去３年間で習慣化された手洗いは、今後も続けます。
・昼食前後、トイレの後、共用の教材等の後、実習の前後等の場面では、３０秒程度かけて、水と石けんで丁寧に手洗いをします。

②　マスク着用と咳エチケット

・**登下校、登園時、基本的にマスクの着用は必要ありません。**
・幼稚園と学校の教育活動においては、子どもだけでなく教職員も、マスクの着用を求めないことを基本とします。

> ・教育活動の中で一時的にマスク着用を推奨される場合に備えて、園児・児童・生徒・教職員は、マスクの準備をしてください。マスク携帯を忘れていたときは、学校から給付するので近くにいる教職員に申し出て下さい。

③　特にマスク着用を推奨する場面

・バス通学時に、雨の日や厳冬期はマスク着用を推奨します。
・修学旅行など不特定の方と密になる場面や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。

> ※　健康上の理由でマスクが着用できなかったり、基礎疾患でマスクを常時着用する方や、顔出しに抵抗感がある方の個人の意思は尊重されます。
> そのことが、差別や偏見につながらないように人権教育に取り組みます。

④　咳エチケット

・咳が出て止まらない場合に、マスクを着用したり、一時的にティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる咳エチケットを心がけます。

（４）抵抗力を高める健康指導について

・感染症防止は、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」が重要です。
・予防のために、身体を使う遊びや、季節ごとの運動を推奨し、指導に取り入れます。

（５）換気について

・校舎内は、常に２方向で常時換気を行います。
・特に厳暑期、厳冬期において、エネルギー消費削減と地球温暖化防止を目的として、制服の規則にこだわらず冬は暖かい服装、夏は涼しい服装を推奨します。

・やむを得ず自然換気不十分な状況がある教室においては、換気が十分行える特別教室に移動するか、二酸化炭素濃度ができる限り1,000ppm相当になるようにCO２モニターを活用して換気扇やファンなど機械換気ができる教室で授業を行います。
（理科で火気使用や有毒ガス発生を伴わない実験や観察、美術などを想定）

（６）日常の清掃・消毒における対策

・清掃は、通常の清掃として、事後に手洗いをしっかり行います。
・通常においては、特別に床や椅子・机の消毒は必要ありません。
・学級や学校内で感染リスクが高まった場合、多くの人が触れるドアやノブ、スイッチ等を、アルコール等で消毒します。
・器具・用具など共用する物については、使用前後に手洗いを行います。

（７）各教科等の感染防止対策について

各教科における感染リスクが高い活動は、感染リスクの状況と学校・学級の規模により対応します。通常は、下記の対応を基本とします。

① 各教科等に共通する活動として「対面形式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」は、十分な換気をおこないます。厳冬期や厳暑期は、窓の開口部を狭めるため、グループワークは距離を確保するなど予防的対応を行います。

② 理科は厳暑期に火器を伴う実験は避けるように、カリキュラム調整を行います。また、下記を使わない観察等は、教室や特別教室にて実施することを検討します。

③ 音楽の**合唱指導や笛、ピアニカなどの指導は、十分な換気を行い、前後１ｍ、左右５０cm程度の距離を確保すれば実施可能**です。
※学級内で感染リスクが高まった場合は、教科変更や指導内容の変更を行います。

④ 美術や工作の指導は、十分な換気を行うことで、通常の指導は可能です。

⑤ 体育、保健体育における屋外・屋外とも、事前に健康チェックを行い、大きな声を出さない中で実施は可能です。見学や応援する場合、接近して着座したり、大声での応援は控えます。ケガを除く体調不良の場合、授業の見学は不可とします。この場合、保健室で健康観察をして、改善しないときは保護者引き渡しを検討します。

〇なお、幼稚園・学校で感染リスクが高まった場合は、カリキュラム調整を行い指導内容を変更するか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 4. 1. Ver.9）-文部科学省-」を参考に、感染対策を一時的に強化します。

（８）特別教育活動（学級活動、行事、児童会・生徒会）における対策

① 活動直前に健康チェックを行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある

場合は、参加を控えていただきます。

② **保護者や来賓の方々には密にならないようにお願いして、基本的にマスクの着用は求めません。**ただし、該当活動を行う３日間前に校区などで感染者が増加傾向か高止まりしている場合は、マスク着用にご協力をお願いする場合があります。

③ 屋内式典（入学式、卒業式、文化発表会など）について、**園児・児童・生徒は歌唱や呼びかけ、演奏の際は、体の中心から前方１ｍ程度・左右50㎝程度を目安とした距離を確保します。**

（９）修学旅行や社会見学について

① 修学旅行の実施については、学習目的を明確にして、各教科の学びとの関連性を持たせた内容で実施計画を立てます。

② 修学旅行計画の実施修学旅行や研修旅行等については、一般社団法人日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（令和５年３月１０日、第７版）」、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく海外教育旅行の手引き（令和５年３月１０日、第４版）」等を参考に策定され、学校は実施の１０日前までに町教育委員会に計画書を提出して、安全性の審査を経て実施します。

（10）給食時等の対応について

給食指導は、次の内容を重点的に行います。

① 給食前には、全員正しく手洗いを行います。

② 配膳係については、キャップやエプロンを着用します。

③ 食事中は、**向い合せにする場合は机間を１ｍ程度確保して、左右も机も密着させなければ黙食の必要はありません。**ただし、飛沫を飛ぶような大声での会話は、会食エチケットに反するので、控えるよう指導をします。

④ 社会見学や遠足などの行事の中で会食する場面は、**屋外での会食を推奨します。その場合、左右の間隔は１ｍ程度、対面では１ｍ程度の距離を確保**し、小声での会話は可能です。**屋内にあっても、換気を行い、同様の基準で会食を会話は可能とします。**

⑤ **食事後の歯磨きや洗口については、飛沫が飛び散らないよう、密にならないように実施**することを推奨します。

（11）登下校時等の安全確保について

① 登下校時、**通学バスはできる限りシートは１人がけとして、２人がけで隣の人と肩が触れるような距離の場合や、風雨が強い日や厳冬期で十分な換気ができない時期は、マスクの着用を推奨**します。

② 徒歩通学や自転車通学の場合は、基本的にマスクは着用の必要はありません。いろいろな事情でマスクを着用する場合、そのことでいじめなどが起きないように、地域の方にも協力をお願いして見守ります。

２．療養期間と登校制限について

（１）感染した場合

・コロナ感染症に**感染した場合の登校制限は変更**ありません。

分　類	療養期間	備　　考
症状のある感染者	１０日間	症状が残れば、主治医の指示あるまで療養を延長。
無症状の感染者	７日間	検体採取した日を０日目としてカウントします。
濃厚接触者	健康観察 ５日間	濃厚接触者でなくても、**感染防止の基本的な対応ができていなければ５日間の健康観察を求めています。**

・なお、主治医から示された療養期間を過ぎても咳が残り、味覚症状が戻らない場合もまれにあります。その場合は、主治医に再検診を受けて、登校可能日を相談して下さい。

・出欠については、今後も「出席停止」となり、受験で不利になることは一切ありません。

（２）同居家族が濃厚接触者や行政検査の対象者となった場合

・同居している方が濃厚接触者や行政検査を受けていいても、**園児・児童・生徒に症状が無ければ健康観査察は求めません。**

・同居された方ご自身が「感染している可能性が高い」と思っている場合は、学校に電話で相談してください。教育委員会も含めて、対応させていただきます。

３．園・学校の閉鎖や臨時休校などについて

（１）園と学級・学年閉鎖の判断

・**コロナ感染症の感染者が増加傾向にあり、新たな検査対象者がいる場合、**学校長は学校医、町教育委員会と協議して、**日課を短縮して翌日から必要期間学級・学年閉鎖を行います。**幼稚園の場合は1学級のため、臨時休業となります。

・学級閉鎖や臨時休業時、幼稚園と小学校低学年の児童を除いて、体調不良でなければChromebookの持ち帰りを推奨します。該当学級の児童生徒は、習い事や部活動も含めて人との接触をできる限り控えて下さい。

・なお、コロナ感染症による欠席者が多い場合でも、収束局面にあると判断できる場合は、「学ぶ機会の確保」と「子どもの居場所確保」のために閉鎖を行わない場合があります。

（２）臨時休業の判断

・学級閉鎖が小学校３学級、中学校２学級以上となった場合、学校医・町教育委員会と協議を行い、日課を短縮して翌日から学校閉鎖を行います。

（３）閉鎖・臨時休業期間中の連絡とChromebookの貸し出しについて

・閉鎖・臨時休業の判断が決まり次第、学校は各学校が契約している緊急メールにてそのことを配信します。休み中の保護者への連絡や課題の提示等は、短い急ぎの内容は緊急メールで、学習課題の説明などは学校ホームページにて連絡します。

> ※ 学校ホームページは、Chromebookでもスマホ携帯でも見ることができます。
> Chromebookの持ち帰りができない場合、従来通り電話や書面にて連絡します。

・登校後に閉鎖や臨時休業が決まった場合は、前述のとおり幼稚園児と小学校低学年以外の学年は、Chromebookの持ち帰りを推奨します。
・登校以前に閉鎖・臨時休業が決まった場合は、学級の感染拡大状況などを勘案して貸し出しの検討を行います。職員も含めた学校の感染状況により、貸し出しができない場合もあります。

４．中学校の部活動指導

① 部活動は、練習前に健康チェックを行い、体調が平時と異なる場合は帰宅して健康観察するよう指導を行います。
② 部活動練習中は、次の点に留意して指導を行います。
・用具などは、不必要に使い回しをしない。
・屋内活動時は換気に注意し、屋外活動も含めて接近して大声で指導を行わない。
・給水やミーティングは、回し飲みはしない。近距離で給水しない。
・通学バスのエチケット同様に、部活動の遠征時は車中は密になりがちのためマスク着用を推奨する（強いることは避ける）。また、車中での飲食は避けて、水分補給は乗り込む前やサービスエリアなど停車時に車外でとることを徹底する。
③ 大会や発表会への参加は、ガイドラインを遵守します。宿泊を伴う遠征時には、修学旅行実施ガイドラインに準拠して行います。
④ 臨時休業中は、部活動練習は中止です。免疫力やメンタルケアのためのランニング等は、人の多く集まらない場所で個人トレーニングすることは可能とします。

５．海外からの帰国・入国する園児、児童、生徒への対応

・政府の水際対策の取組の対象であるか否かを確認します。
・その上で対象となっている場合は、一定期間在宅での健康観察を必要とします。
・対象でなく、健康状況に問題がない場合は、登園・登校を認めます。

６．ワクチン接種と職員の社会的検査の実施について

現在、町内ではコロナ感染症予防のワクチン接種は、初回の方へのご案内と、二価ワクチン接種の方への案内が発出されています。今後も随時紀北町福祉保健課から情報提供され、当面秋までは無償接種が行われます。

学校においては、摂取時の出席簿の扱いや、体調不良時の扱いなどは、継続します。

また、現在学校職員対象の**社会的検査は、令和5年5月7日まで延長**して行っています。参加は任意ですが、学校の安心と安全の確保のために参加を推奨しています。

最後に　人権擁護の取組

コロナ感染症患者が初めて確認された令和２年当初は、コロナ感染症の特性が分からなかったことから、振り返れば三重県内でも感染防止への過剰な反応や、根拠のないうわさがSNS上に書き込まれるという事態がみられました。

類似の事態が今後も起きないようにするため、過去の出来事を反省し、引き続き人権学習と啓発に取り組みます。

大切にしたいことは、次の２点です。

①　相手の立場に立って、物事を考え、行動する。

・必要でない個人情報を集めたり、
　SNSなどに個人情報や噂話を書き込まない。

・誤った言動には、同調しない。

②　再登校できるようになった仲間には、
「よく頑張ったね、お帰りなさい。」という気持ちで迎える。

上記２点は、令和２年度に町内４校の中学生がそれぞれの学校で話し合い、申し合わせた内容です。

幼稚園と学校では、今後も人権教育として「感染症を含めて、人権問題は自分事」と考え、上記申し合わせ事項も含めて学び続けていきます。